

ご病気に際して

1. 下記の場合は原則お預かりできません

- ・発熱 38.0℃以上（コロナ対策時 37.5℃）
- ・ひどい下痢，嘔吐等
- ・以下の伝染性の病気の場合は，登所できません。

※医師による治癒した旨の証明を受けてから登所させて下さい。

意見書（医師記入）が必要な疾病

	疾患名	登所停止期間の基準
1	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
2	風疹	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
4	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過するまで
7	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
8	百日咳	特有の咳が消失するまで（抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後は医師の指示に従う。）
9	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで
10	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めるまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで



登所届（保護者記入）が必要な疾病

病名	感染しやすい期間	登所のめやす
インフルエンザ	1日～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること (乳幼児の場合)
新型コロナウイルス感染症	約5日間、最長14日間とされてきたオミクロン株では短縮傾向にあり、中央地が約3日とされている	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 ^{かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
とびひ	滲出液の多い時期	医師により感染の恐れがないと認められること

- 保育中に具合が悪くなった場合は、お迎えをお願いすることがあります。また、その際の受診は、保護者の方をお願いします。
- 予防接種直後の登所はお控え下さい。
- 意見書が必要ではない感染症についても、感染拡大防止の為、医師の診断後の登所をお願いします。

*出席停止の日数の数え方について
 日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。
 例えば、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指し、日数を数える際は発症した日は含まず「翌日を第1日」と数えます。「解熱した後3日」の場合の数え方も同様です。

2. 保育所での与薬について

原則として保育所での与薬依頼をお断りしています。病院での受診時に、自宅での服用で済むよう医師にご相談下さい。

ただし、やむを得ない理由の場合は、以下の条件を満たしている場合のみ、**薬剤情報提供書（処方箋のコピー）**あるいは**処方されたお薬の袋と「与薬依頼書」**を直接保育者にご提出いただき、お薬をお預かりして投与します。

1. 医師、歯科医師または看護職員が、以下を確認していること。
容態が安定している。医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でない。専門的な配慮が必要ない。
2. 医師、歯科医師または看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人または家族に伝えていること。
3. お子様を診療した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したもので、これまで投与したことがあり異常がなかった薬であること。
4. 以前処方してもらい飲み残していた薬、市販薬、解熱剤（経口薬・座薬）、座薬、症状（熱が出たら、咳が出たら、痙攣が起きたら等）を保育者が判断して与薬しなければならないものでないこと。
5. 薬は1回分ずつに分け、お子様のお名前を記入していること。
（点眼・鼻・耳薬は密封できる袋に入れ、袋にもお名前をご記入下さい。）

※喘息の吸入はお受けしていません。

※お預かりした「与薬依頼書」に基づいた投与によって事故等が生じた場合は、法的な責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。

※その他ご不明点はお気軽にご相談ください。